

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月20日
【事業年度】	第119期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社淀川製鋼所
【英訳名】	Yodogawa Steel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二田 哲
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号
【電話番号】	06(6245)1113
【事務連絡者氏名】	執行役員 IR室長 大隅 康令
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目3番7号(東京支社)
【電話番号】	03(3551)1171
【事務連絡者氏名】	東京支社総務部総務グループリーダー 瀧本 壮生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社淀川製鋼所東京支社 (東京都中央区新富一丁目3番7号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月22日に提出いたしました第119期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(税効果会計関係)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	126百万円	113百万円
賞与引当金	324	323
有価証券等評価減	2,995	2,937
たな卸資産評価損	77	101
貸倒引当金	35	45
退職給付に係る負債	2,423	2,307
役員退職引当金	28	20
繰越欠損金	857	1,002
減損損失	1,961	1,995
その他	938	794
繰延税金資産小計	9,768	9,642
評価性引当額	6,300	6,378
(省略)	:	:

(訂正後)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	126百万円	113百万円
賞与引当金	324	323
有価証券等評価減	976	918
たな卸資産評価損	77	101
貸倒引当金	35	45
退職給付に係る負債	2,423	2,307
役員退職引当金	28	20
繰越欠損金	2,400	2,725
減損損失	1,961	1,995
その他	938	794
繰延税金資産小計	9,293	9,345
評価性引当額	5,824	6,082
(省略)	:	:

(訂正前)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
交際費等損金不算入項目	0.3	0.3
住民税均等割	0.4	0.5
海外子会社における税率差異	3.3	4.3
外国税額控除額	0.7	1.3
子会社欠損金等	3.8	3.1
評価性引当額	0.5	1.1
所得拡大税制控除額	-	0.5
持分法投資利益	0.8	0.8
その他	0.4	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	28.1

(訂正後)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
交際費等損金不算入項目	0.3	0.3
住民税均等割	0.4	0.5
海外子会社における税率差異	3.3	4.3
外国税額控除額	0.7	1.3
子会社欠損金等	5.8	4.8
評価性引当額	1.5	2.8
所得拡大税制控除額	-	0.5
持分法投資利益	0.8	0.8
その他	0.4	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	28.1